

沖縄県国頭村移住支援金



要件	次の(1)～(9)のすべてに該当する方		
	(1)転入する前の10年間のうち、通算5年以上		
	①東京23区内に在住 又は ②東京圏のうち条件不利地域以外の地域の在住し、東京23区内への通勤		
	(2)転入する前に、連続して1年以上		
	①東京23区内に在住 又は ②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤		
	※東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内への大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元の対象期間とする。		
	(3)国頭村において移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと		
	(4)移住支援金の申請日において、転入後1年以内であること		
	(5)移住支援金の申請日から5年以上、国頭村に継続して居住する意思があること		
	(6)国頭村暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団と関係を有する者でないこと		
条件	(7)日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること		
	(8)国頭村の行政区(自治会)に加入すること		
	(9)他の制度や補助金等の決定を受けていないこと		
	次のいずれかに該当すること		
	(1)移住支援金の対象として沖縄県のマッチングサイトに掲載されている求人に就業		
	(2)プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業		
	(3)テレワークによる移住前の業務継続		
	(4)国頭村が関係人口として認める下記の要件を満たしていること		
	すべてに該当 ①本村にある事業所にあらたに 常用雇用、又は、国頭村で新 たに事業を営む方 ②国頭村に宿泊し、かつ移住窓 口にて相談をしたことがある 方 ③地域活動に今後5年以上積極 的に参加すること	→ さらに	いずれかに該当 ①国頭村の移住体験プログラム 等に参加経験がある方 ②国頭村に2年以上ふるさと納 税している方 ③国頭村に ・以前住んでいた方 ・3親等以内の親族がいる方 ・通学していたことがある方
	(5)起業支援金の交付決定を受けていること		

【問い合わせ】沖縄県国頭村役場 企画政策課 移住・定住係

〒905-1495 沖縄県国頭村字辺土名121番地

TEL:0980-41-2621 E-mail:yu-u-a@vill.kunigami.lg.jp